

地方税財源の充実・確保について

【担当省庁】内閣府、財務省、総務省、厚生労働省、農林水産省、林野庁
文部科学省、経済産業省、中小企業庁、環境省

1 地方一般財源・地方交付税の総額確保

- 地方創生の実現に向けて、地方一般財源の総額を確保し、歳出特別枠を堅持するなど地方交付税の総額を確保していただきたい。
- 地方財政においては巨額の財源不足が続いていることを踏まえ、臨時財政対策債に依存することのないように、地方交付税の法定率引上げなど抜本的な見直しを行っていただきたい。

<平成 29 年度 地方財政収支の仮試算(概算要求時)>

- ・ 歳出
 - まち・ひと・しごと創生事業費 1 兆円(前年同額)
 - 特別枠 地域経済基盤強化・雇用等対策費 0.4 兆円(前年同額)
- ・ 地方交付税 16 兆円(対前年△ 0.7 兆円)
- ・ 臨時財政対策債 4.7 兆円(対前年+ 0.9 兆円)

- 景気回復に伴う税収増により、国と地方の財源不足が解消された場合に生じる財源は、国の債務縮減ではなく既往の臨時財政対策債の残高を縮減させるなど、地方財政健全化に活用していただきたい。

<京都府の臨時財政対策債の状況(平成 27 年度末)>

- ・ 残高率：約 4 割 (府債残高約 2 兆 764 億円のうち約 7,442 億円)

2 消費税率引上げ再延期に伴う社会保障財源の国の責任での確保

- 消費税率引上げ再延期に伴い、介護や子育て支援などの社会保障施策の住民への提供に支障が生じないよう、国の責任において必要な社会保障財源を確保していただきたい。

<消費税率引上げ再延期に伴う京都府の影響額(試算)>

- ・ 地方消費税だけでも約 180 億円の減収

3 公債費負担の軽減措置

- 地方一般財源総額が平成 30 年度まで同水準で維持されるとの方針の下、少子高齢化に伴い確実に増加する社会保障費の増加分を公債費の縮減により吸収する必要があるため、地方公共団体が公債費縮減を実現できるよう、負担軽減措置を講じていただきたい。

4 条件不利地域などの実情を踏まえた「トップランナー方式」の適用

- トップランナー方式の対象業務を拡大する動きもある中、その算定にあたっては、小規模団体や条件不利地域等、地域の実情に配慮するものとし、交付税の財源保障機能が十分に維持されるようにしていただきたい。

5 安定的な地方税体系の構築

- 以下のとおり安定的な地方税体系を構築していただきたい。
- ① 地方税の偏在是正により生じる財源は、地方の自主的・主体的な施策等に活用できるよう、必要な歳出を地方財政計画に確実に計上すること
- ② 森林環境税等の新たな税制等の検討に当たっては、都道府県を中心として独自に課税している森林環境税等との関係についても地方と十分に調整すること

<京都府の状況>

- ・ 平成 28 年度「豊かな森を育てる府民税」（個人府民税均等割の超過課税）を創設（平成 28 年度の税収見込額＝約 6.1 億円）

- ③ ゴルフ場利用税については、過疎・中山間地域の市町村等にとって貴重な自主財源であり、地方創生を推進する観点からも現行制度を堅持すること

<京都府の状況>

- ・ 地方税に対するゴルフ場利用税交付金の割合約 30 %

6 過疎対策事業債の所要額の確保

- 府内の過疎市町の生活基盤の安定に不可欠な過疎対策事業債の所要額を確保していただきたい。

<廃棄物処理、教育など生活基盤として特に重要となる施設に係る府内市町過疎債要望状況>

- ・ 平成 27 年度 12.7 億円 平成 28 年度 27.4 億円

【現状・課題等】

1 地方一般財源・地方交付税の総額確保

- 「まち・ひと・しごと創生事業費」及び重点課題対応分の地方財政計画の歳出への計上の継続・拡充など地方一般財源の総額を確保するとともに、歳出特別枠を堅持するなど、地方交付税の総額を確保することで地方の安定的な財政運営に必要な一般財源総額の確保を図るもの

2 消費税率引上げ再延期に伴う社会保障財源の国の責任での確保

- 京都府においては、消費税率引上げ再延期に伴う影響が約 180 億円に上ると見込んでおり、少子高齢化が進行する中、代替財源を確保する必要がある。

3 公債費負担の軽減措置

- 本年 8 月 31 日に公表された「平成 29 年度地方財政収支の仮試算」においては、社会保障費が増加（0.4 兆円）する一方、公債費が縮減（△0.1 兆円）することで、全体として一般財源総額が微増（0.1 兆円（水準超経費除き））と想定されているが、京都府では、社会保障費が毎年大きく伸びており、公債費は平成 27 年度に減少となったものの、社会保障の伸びを吸収することは困難な状況

社会保障費及び公債費の決算推移

（単位：億円）

年度	25	26	27
社会保障費	1,247	1,317	1,437
対前年増減額	58	70	120
対前年伸び率	104.9%	105.6%	109.1%
公債費	1,138	1,169	1,158
対前年増減額	87	31	-11
対前年伸び率	108.3%	102.7%	99.0%

4 条件不利地域などの実情を踏まえた「トップランナー方式」の適用

- 平成 28 年度の普通交付税の算定において「トップランナー方式」が導入され、今後、対象業務が拡大される予定であるが、拡大される業務についても地域の実情を踏まえた算定を行う必要がある。

5 安定的な地方税体系の構築

- 地方の増大する役割に対応し、地方分権改革を進めていくため、税源の偏在性が少ない安定的な地方税体系の構築を図るもの
 ゴルフ場利用税は、特に税財源に乏しい過疎・中山間地域の市町村にとって生命線となっていることから地方創生の取組のための貴重な財源として堅持を図るもの
- 地方創生の取組を実現するためには自主財源が今まで以上に必要とされる中、特に地方税に対するゴルフ場利用税交付金の割合が 30 % 近くを占める町村もあり、地方創生の取組はもとより財政運営自体に甚大な影響

	ゴルフ場利用税交付金	地方税	地方税に対するゴルフ場利用税交付金の割合	(参考) 人口等
笠置町	44 百万円	161 百万円	27.6 % (全国1位)	1,369 人 (過疎地域)
南山城村	77 百万円	324 百万円	23.7 % (全国2位)	2,652 人 (辺地)

6 過疎対策事業債の所要額の確保

- 本府の過疎市町の財政基盤は特に脆弱であるが、平成 28 年度以降、生活基盤として特に欠かすことができない廃棄物処理施設、教育・医療関連施設、交通関連施設の事業費が増加している。
- 平成 29 年度においても同様の傾向にあり、引き続き、各種交付金など財源確保対策に取り組むものであるが、事業を確実に実施するためには、過疎対策事業債の所要額を確保していただくことが必要

【過疎市町の財政力指数】

府内過疎市町の財政力指数の平均 0.31 (全国市町村の平均 0.49) H 26 年度決算
 ※H 26 年度決算に基づく

【過疎債の主な要望状況】

(単位：百万円)

	27 年度	28 年度	29 年度
ハード事業計	3,679.4	4,955.8	3,633.8
(主なもの) 生活環境の整備 (うち廃棄物処理施設)	1,117.7 (234.0)	2,205.2 (841.3)	1,170.7 (447.2)
交通通信体系の整備等	843.1	1,056.0	1,091.8
教育の振興	191.2	778.1	661.2
医療の確保	0.0	68.6	57.9

※年間所要額調査に基づく

【京都府の担当課】

総務部 財政課 075-414-4424
 税務課 075-414-4429
 自治振興課 075-414-4454